




4. 国民年金 (ほけん年金課 医療年金係)

国民年金は国が運営する公的年金で、社会保障制度の一環として、健全な国民生活の維持・向上に寄与しています。若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

(1) 国民年金の加入……法律で義務づけられています。

①被保険者

- ・加入しなければならない人
20歳以上60歳未満で日本国内に住民票がある人
(第2号・第3号被保険者は日本に住民票がなくても加入可能)
- ・申し出によって加入できる人
 - 60歳以上65歳未満で、資格期間が不足している人や資格期間を増やしたい人
 - 65歳以上70歳未満で、資格期間が不足している人
 - 日本国籍を持つ第1号被保険者で海外に転出する人

| 区分 | どんな人が? | 保険料の納付は? |
|---------|--|---|
| 第1号被保険者 | 学生 自営業者 アルバイト など  | 個別に納付 (日本年金機構から送付される保険料納付書で、郵便局や金融機関等で納付。口座振替・クレジット納付等もできます。) |
| 第2号被保険者 | 会社員 公務員 など  | 会社が納付 (給料から天引き) |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に 扶養されている 配偶者  | 自己負担なし (配偶者が加入する年金制度が負担) |

②保険料

- ・保険料 定額 16,980円/月 (令和6年度)
付加保険料 (400円/月) を納めることができます。
付加保険料を納めると、将来受け取る年金額に付加年金が加算されます。
- ・保険料をまとめて納める前納制度は割引がありお得です。
- ・保険料の納付期限は翌月末です。
(納付期限が土・日曜日、祝日、年末年始は、翌営業日が納付期限)
- ・保険料の時効は、保険料納付期限の翌日から起算して2年です。
- ・納めた保険料は、所得から全額控除されます。

③保険料の免除等

原則として、20歳から60歳まで40年間にわたって保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。しかし、天災や事故、病気等の理由で保険料を納めることが困難な人や、低所得などにより保険料を納めることが困難な人のために、保険料免除制度があります。

- 法定免除
 - ・生活保護の受給者（生活扶助を受けているとき）
※保護受給外国人は該当しません。
 - ・1、2級の障害基礎（厚生・共済）年金受給権者 など
本人・世帯主・配偶者の所得が一定以下の人のとき
※所得額により「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。
- 申請免除
- 学生納付特例
 - ・学生本人の所得が一定額以下のとき
- 納付猶予
 - ・50歳未満の人で本人と配偶者の所得が一定額以下のとき

免除等を受けた期間の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。（追納）ただし、免除等を受けた年度から3年度目を過ぎると、当時の保険料に一定の率の加算がつきます。

| | | 納付 | 全額免除 | 一部免除 (※1) | 納付猶予 学生納付 特例 | 未納 |
|----------------------------|----------------|----|------|--------------|--------------------|----|
| 障害・遺族基礎年金（受給資格期間に算入されるか？） | | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 老 齡 基 礎 年 金 | 受給資格期間に算入されるか？ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 年金額に反映されるか？ ※2 | ○ | △ | △ | × | × |
| | 反 映 率 | 1 | 1/2 | 5/8～7/8 | 0 | 0 |

※1 一部免除承認後の保険料を納付していることが必要です。

※2 国民年金保険の財源は2分の1が国庫負担金です。納付または一部免除の場合は、国庫負担金に加えて国民年金保険料の納付割合に応じた額が年金額になります。

**保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。
納めることが困難な場合は免除申請をしてください。**

④産前産後の保険料免除

国民年金第1号被保険者の方が出産されたとき、申請することで、産前産後期間の年金保険料が免除される制度です。出産予定日の6か月前から申請できます。

この手続きで免除された保険料は、全額納付したときと同じ扱いになり、既に納付済みの場合は全額返金されます。

免除される期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です。

※ 双子以上の場合は3か月前から6か月間になります。

※ 妊娠85日以上の出産に限ります。（死産・流産・早産を含む）

(2) 異動時の届出

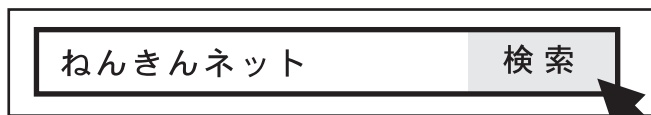
下記の届出は役場で手続きできます。

| 区分 | こんなとき |
|-----------|--|
| 現在第1号被保険者 | 付加保険料を納付したい (国民年金保険料+ 400円) |
| | 基礎年金番号通知書(年金手帳)を紛失した ※就職により会社に提出する必要があるときは会社 で再発行手続き |
| | 保険料免除等の申請をしたい |
| 現在第2号被保険者 | 会社を退職した |
| 現在第3号被保険者 | 増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなった |
| | 配偶者が厚生年金保険や共済組合等に参加していた 会社を退職した |
| | 配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなった |

※必要書類は事前にご確認ください。

(3) 便利な機能 (ねんきんネット)

あなたの年金情報等を『ねんきんネット』で確認できます。
まずは登録が必要です。詳しくはWEBで!



https://www.nenkin.go.jp/n_net/

- 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで最新の年金加入状況を確認できます。
- 将来受け取る年金の見込額を試算できます。
- 日本年金機構に提出する届書をパソコンで簡単に作成できます。
- 口座振替の申請ができます。

(4) 国民年金の支給

① 老齢基礎年金

65歳以降、老齢基礎年金を終身にわたって受け取ることができます。

受給のためには一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど老後に受け取る年金も多くなります。

厚生年金に加入したことがある方は、「老齢厚生年金」が上乘せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

【令和6年度年金額】

年間 816,000円（満額：上限の40年間保険料を納めた場合）

原則として65歳から支給されますが、申し出によって繰上げ（60～64歳11か月）、繰下げ（66～70歳）請求ができます。

この場合、年齢に応じて一定の割合で減・増額されます。

②障害基礎年金

病気やけがで障がいが残ったとき、障害基礎年金を受け取ることができます。

受給のためには一定の要件があります。

また、厚生年金に加入している期間に初診日がある場合は、障害厚生年金が上乘せされます。年金額は過去の報酬や加入期間などに応じて決まります。

【受給要件】

1. 国民年金に加入している間に、障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師等の診療を受けた日（初診日）があること

※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は含まれません。

2. 一定の障がいの状態にあること（※）

3. 保険料納付要件

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付または免除されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※障がいの状態が、障害認定日（初診日から1年6か月をすぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定した日）または20歳に達したときに、国民年金法で定める1級か2級に該当していること。

障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、事後重症による請求により年金を受け取ることができる場合があります。

【令和6年度年金額】

障がいの程度 ・1級 年間 1,020,000円

・2級 年間 816,000円



③遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者または子は、遺族基礎年金を受けることができます。受給のためには一定の要件があります。

亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間などに応じて決まります。

【受け取ることができる遺族】

死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた次の人

- ・子のある配偶者
- ・子



※子が受け取る時の要件

- ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までのあいだにあること
(死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。)
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障がいの状態にあること
- ・婚姻していないこと

【受給要件】

1. 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき
(死亡した者について、死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の2/3以上あること)

※死亡日が令和8年3月までの場合は、死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。

| | | |
|------------|------------------|------------------|
| 【令和6年度年金額】 | 年間 | 816,000円+(子の加算額) |
| | ※1人目および2人目の子の加算額 | 各234,800円 |
| | 3人目以降の子の加算額 | 各78,300円 |

(5) 年金のご相談

年金のご相談は、お近くの年金事務所や「街角の年金相談センター」、「ねんきん加入者ダイヤル」で受け付けています。

国民年金については、役場ほけん年金課でも受け付けています。

【日本年金機構ホームページ】 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構ホームページで年金の基礎知識などを確認できます。

○姫路年金事務所

079-224-6382 (自動音声案内に従って番号を押してください)

○街角の年金相談センター

079-221-5127 (電話相談は行っていません)

○福崎町役場 ほけん年金課 (国民年金に関すること)

0790-22-0560

○ねんきんダイヤル (一般的な年金相談、相談予約)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165 へ

○ねんきん加入者ダイヤル (国民年金加入者向け)

0570-003-004 (ナビダイヤル)

※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6630-2525 へ

○予約受付専用電話 (姫路年金事務所予約専用)

079-224-6362

